

民事訴訟法 (配点 40 点)

以下の【設例】を読んで、【設問】に答えなさい。

【設例】

X は、令和元年 3 月 4 日、Y の子と喧嘩をし、Y が所持していた硫酸入りの甕に突き当たり、流出した硫酸を浴びて足部に火傷を負った。火傷自体は治癒したが、その後遺症として右足首関節に硬直を来した。そこで X は、令和元年 10 月 1 日、Y に対し、治療費 100 万円、逸失利益 300 万円、慰謝料 200 万円、合計 600 万円の損害賠償を請求したところ、同訴訟は令和 2 年 12 月 3 日に口頭弁論が終結され、治療費 80 万円、逸失利益 200 万円、慰謝料 100 万円を認容する判決がなされ、その後確定した（前訴）。

ところが、X の後遺症は悪化し、右足首関節に痛みを感じ、歩行が苦痛となったため、令和 3 年 10 月頃から 2 度にわたり入院し手術を受けた。そこで X は、Y に対し入院加療に要した治療費 200 万円、慰謝料 50 万円の支払いを求めて本訴を提起した。

本訴裁判所は、前訴の確定判決の既判力は本件訴訟には及ばないと考えている。

【設問 1】 (配点 25 点)

前訴は明示の一部請求であったとの考え方にに基づき、本訴に既判力が及ばないことを説明し、検討しなさい。

【設問 2】 (配点 15 点)

後遺症の悪化による損害は基準時後の新たな損害であるとする考え方にに基づき、本訴に既判力が及ばないことを説明し、検討しなさい。

以上